

第十一号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号チ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の下に「又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号チの(1)中「第三条第三項第三号」及び「第五条」の下に「(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加え、同号チの(2)中「第十条第一項」の下に「(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者のうち一定の要件を満たすものについて、県営住宅の入居者資格を緩和する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。